

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業による給付金交付要領

(通則)

第1条 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業による給付金（以下「給付金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年1月26日医政発0126第67号・医薬発0126第1号厚生労働省医政局長・医薬局長通知）、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱（令和8年1月30日厚生労働省発医政0130第1号・医薬0130第34号厚生労働事務次官通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 給付金は、医療機関等が直面している、賃金・物価上昇の厳しい状況下にあつて、地域に必要な医療提供体制の確保を図るため、医療機関等における従事者の処遇改善及び物価上昇に対応するための支援を目的とする。

(給付対象者)

第3条 給付金の事業者は、三重県内に所在する次の医療機関等を運営する者とする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局のうち、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本給付金の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設で、ア～ウの何れかに該当する施設。

なお、令和8年1月1日において廃院・廃止している施設（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している施設を含む）は対象外とする。

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは、令和8年3月1日時点で、ベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設

イ 薬局は、令和8年6月1日時点で、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医療事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）「賃金改善報告書」において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

(2) 診療所等物価支援事業

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局のうち、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本給付金の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。

なお、令和8年1月1日において廃院・廃止している施設（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している施設を含む）は対象外とする。

(給付対象)

第4条 給付金の対象は、次の事業の実施に要する経費とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
医療機関等において、従事者の処遇改善に対応するために要する経費。
- (2) 診療所等物価支援事業
医療機関等において、物価上昇に対応するために要する経費。

(交付額)

第5条 交付額は、次の事業ごとに算定した額とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
別表1に定める額とする。
- (2) 診療所等物価支援事業
別表2に定める額とする。

(交付の条件)

第6条 給付金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合は、予め知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (5) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (6) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

(交付申請)

第7条 給付金の交付の申請は、次の書類について、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業 給付金交付申請書（様式1）
- (2) 診療所等物価支援事業 給付金交付申請書兼実績報告書（様式2）
- (3) 役員等調書（様式3）
- (4) 振込口座情報（様式4）

(交付の決定)

第8条 診療所等賃上げ支援事業について、交付規則第4条第1項の規定による交付の決定の通知は、第7条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（様式5）により行うものとする。

2 診療所等物価支援事業について、交付規則第4条第1項の規定による交付の決定の通知は、第7条による交付申請が適当と認める場合、交付決定兼給付金の額の確定通知書（様式6）により行うものとする。

(申請の取り下げの時期)

第9条 交付規則第7条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

(状況報告)

第 10 条 知事が、事業の遂行状況に関して報告を求めたときは、実施状況報告書(任意様式)により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 診療所等賃上げ支援事業について、交付規則第 12 条の規定による実績報告は、知事が別に定めるところにより行うものとする。

(給付金の額の確定通知)

第 12 条 診療所等賃上げ支援事業について、交付規則第 13 条の規定による給付金の額の確定の通知は、給付金の額の確定通知書(様式 7)により行うものとする。

(給付金の交付方法)

第 13 条 知事は、第 8 条第 1 項の規定により、診療所等賃上げ支援事業の給付金の交付決定を行ったときは、交付規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、事業者に給付金の概算払をすることができる。

(給付金の返還)

第 14 条 知事は、交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(関係書類の保管)

第 15 条 事業者は、給付金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

別表 1 診療所等賃上げ支援事業

	施設の種別		交付額
1	有床診療所（医科・歯科）		72,000 円×使用許可病床数 （※ 1，※ 2）
2	無床診療所（医科・歯科）		150,000 円× 1 施設
3	訪問看護ステーション		228,000 円× 1 施設
4	薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 1 店舗以上 5 店舗以下（当該保険薬局を含む）	145,000 円× 1 施設
		所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 6 店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）	105,000 円× 1 施設
		所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）	70,000 円× 1 施設

（※ 1）医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって、令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和 7 年度に繰り越して実施）により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除く。

（※ 2）使用許可病床数が 2 床以下の場合は、1 施設につき 150,000 円

（※ 3）厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式 3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。

別表 2 診療所等物価支援事業

	施設の種別		交付額
1	有床診療所（医科・歯科）		13,000 円×使用許可病床数 （※ 1，※ 2）
2	無床診療所（医科・歯科）		170,000 円× 1 施設
3	薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 1 店舗以上 5 店舗以下（当該保険薬局を含む）	85,000 円× 1 施設
		所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 6 店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）	75,000 円× 1 施設
		所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※ 3）： 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）	50,000 円× 1 施設

（※ 1）医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって、令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和 7 年度に繰り越して実施）により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除く。

（※ 2）使用許可病床数が 13 床以下の場合は、1 施設につき 170,000 円

（※ 3）厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式 3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。